

愛知県インドネシアサポートデスク

暗号資産取引に関する税制変更について

ニュースレター(第 5 号)2025 年 8 月 29 日

本ニュースレターは、「2025 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当：前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

2025 年 7 月 28 日、財務大臣は財務大臣規則 2025 年第 50 号(PMK-50)を発行し、暗号資産（Crypto Asset）取引に関する付加価値税（VAT）および所得税（PPh）の課税方法について抜本的に見直しを行いました。本規則は、従来の PMK-68/2022 を廃止し、暗号資産の法的地位、課税対象、税率、徴収方法に関して新たな枠組みを提示しています。今回のニュースレターでは PMK-50 についてお伝えします。

➤ 背景

本規則制定の背景としては下記の三点が挙げられます。

● 暗号資産市場の急成長

2022 年以降、インドネシア国内の暗号資産取引量は、年間数十兆ルピア規模に拡大しました。特に若年層を中心に投資対象としての認知が高まっており、政府としても税制整備が急務となりました。

● 国際基準との整合性

OECD 加盟国や ASEAN 諸国では、暗号資産を「金融資産」として扱う傾向が強く、VAT 非課税が主流となっております。インドネシアもこれに倣い、税制の国際整合性を図ることで、投資環境の競争力向上を目指しています。

● 監督機関の移管

暗号資産の監督権限が商品先物取引監督庁（Bappebti）から金融サービス庁（OJK）へ移管することにより、金融商品としての法的整備が進み、税制もそれに連動する形で再構築されました。

➤ 税制変更

暗号資産は「商品」から「金融資産」へと法的に再定義され、OJK が監督機関となることで、証券・金融商品と同様の規制体系が適用されることとなりました。これに伴い、税務処理においても従来の物品売買とは異なる金融取引としての課税ロジックが導入されました。

● 付加価値税（VAT）

対象	課税	実効税率	備考
暗号資産の売買	非課税	0%	金融資産のため
電子取引プラットフォーム（PPMSE）のサービス	課税	11%（DPP の 11/12）	取引チャネル提供 に対して課税

マイニング・検証サービス	課税	2.2% (DPP の 11/12 × 20%)	報酬に対して課税
--------------	----	-----------------------------	----------

※DPP：Dasar Pengenaan Pajak（課税標準）

暗号資産そのものの売買は VAT 非課税とされましたが、関連サービスには課税が継続・強化されています。また、報酬が暗号資産や外貨で支払われる場合は、ルピア換算ルールが適用されます。

● 所得税（Pph）

取引形態	税率	課税方式	備考
国内 PPMSE 経由の売買	0.21%	源泉徴収	プラットフォーム が徴収・納付
海外 PPMSE 経由または 自己申告	1%	自己申告	高税率による抑制 効果あり
マイナーの報酬	通常税率 (10～30%)	年次申告	2026 年課税年度 から適用開始

PPMSE は税務代理人としての役割を担うこととなり、徴収・報告義務が強化されることとなります。また、海外居住者がインドネシアで取引する場合、租税条約に基づく免税申請が可能となります。

➤ 経済や業界への影響

本規則の変更により、投資家・プラットフォーム事業者・マイナーのそれぞれに対して次のような影響があると考えられます。

● 投資家への影響

VAT 非課税化により、取引コストが軽減される一方で、所得税率が引き上げられることにより利益圧縮が懸念されます。また、海外 PPMSE 利用時の税率（1%）が国内 PPMSE と比較して高いため、国内業者へのシフトが予想されます。

- **プラットフォーム事業者への影響**

サービス提供に対する VAT 課税により、価格設定や収益構造の見直しが必要となります。また、税務申告・徴収義務の強化に伴い、システム対応や人材育成が求められることとなります。

- **マイナーへの影響**

報酬に対する課税が明確化されたことで、税務処理の複雑化が懸念されるとともに、2026 年からの適用に向けて、収益管理体制の整備が必要となるといえます。

以 上

■□■発行情報■□■-----

■発行元

2025 年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

(東京事務所)担当：公認会計士 前村浩介
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

(名古屋事務所)担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5606

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 若林未絵(Mie Wakabayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com